ハ　第十二条第七号の規定による検査の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）			
ニ　第十二条第八号の規定による検査の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）			
二　運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）	［削る。］	［削る。］	二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	［加える。］	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	イ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。以下同じ。）を除く。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	ロ　原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	ハ　制御材（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の位置	運転中一時間ごと	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	ニ　再結合装置（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）内の温度	運転中一時間ごと	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	ホ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日一回	［加える。］
	［削る。］	［削る。］	ヘ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	［加える。］